

特記仕様書 3

(No. 1・No. 5～No. 7・No. 9・No. 10 岡南事業所、No. 8 野殿事業所、No. 13・No. 14 当新田事業所)

- 1 消火器固定器具取り付け（消火器本体の納品は不要）（No. 8 野殿事業所、No. 13・No. 14 当新田事業所）

消火器を1箇所固定すべく、ステー及びバンドを用意すること。

下記の消火器が固定可能な器具を取り付けること。

(No. 8 野殿事業所) 初田製作所 pep-10v

(No. 13・No. 14 当新田事業所) ヤマトプロテック株式会社 YPM-10

その他、疑義が生じる場合は、その都度担当課と協議して定める。

- 2 消火器固定器具取り付け（消火器本体の納品も必要）（No. 1・No. 5～No. 7・No. 9・No. 10 岡南事業所）

消火器を1箇所固定すべく、ステー及びバンドを用意すること。

取付位置、形状及び大きさ等詳細については、必ず現行車両を確認の上、担当課と協議した後に取り付けること。

また、消火器はリース期間中に使用期限が到来しないものを用意すること。リース期間中、消火器の点検を行う必要が生じた場合は、担当課と協議のうえで、担当課が点検作業を行うか、担当課が同等程度の消火器に交換する。点検する場合の点検費用、交換する場合の消火器本体費用含む交換費用は担当課が負担する。消火器を使用した場合は、同等程度の消火器を担当課がその費用を負担して設置する。また、使用した消火器の廃棄についても担当課がその費用を負担して行う。その他、疑義が生じる場合は、その都度担当課と協議して定める。

【参考写真】

